平成26年度から 国民健康保険税額等が変わります

私たちは、生活を送るうえでいつどこで事故や病気に見舞われるかわかりません。

いざというときに、安心して治療を受けることができるようにつくられたのが、国民健康保険を含む医療保険制度です。

現在、町の国民健康保険の加入者は、60歳以上が約55％となっており、高齢化が進んでいます グラフ1。また、国民健康保険税収入が景気の低迷の影響により減収となる中、年々増加する医療給付費を、負担しきれない状況となっています グラフ2。

町ではこの不足分を、一般会計からの繰入で補填していますが、今後更に増加することが見込まれており、国民健康保険事業を健全に運営するには大変厳しい状況が続いています。

今後も国民健康保険財政を維持していくため、国民健康保険税条例を改正いたしました。

国民健康保険加入者の皆様には更なるご負担をおかけしますが、国民健康保険の安定した医療給付及び健全な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

※内容の詳細は広報おおいそ5月号で改めてお知らせします。

問 町民課 ☎内線268

グラフ1 大磁町国民健康保険加入者年代別構成比

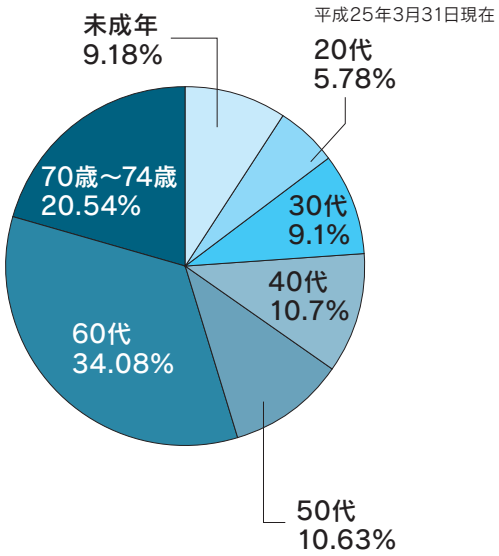

グラフ2 大磁町における医療給付費と国民健康保険税の推移

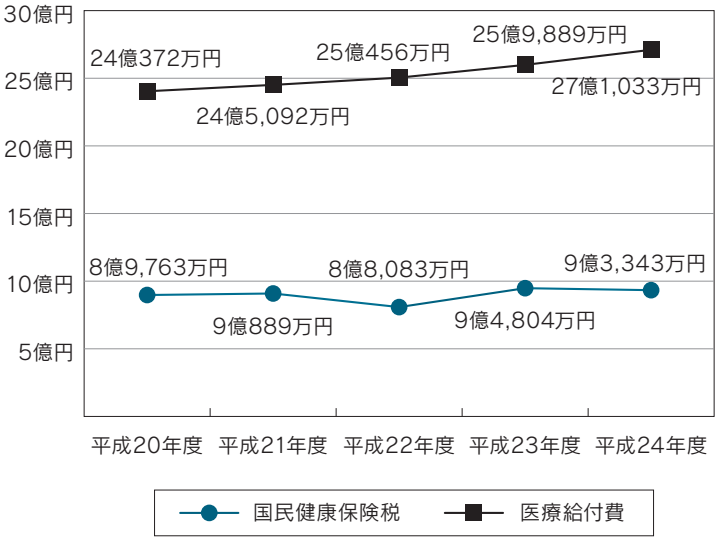

改正後の国民健康保険税の税額・税率の比較表　◎改正条例適用：平成26年4月1日より

	医療分				後期高齢者支援金分		介護納付金分※		合計　上段：40歳～64歳以外 下段：40歳～64歳			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	資産割	均等割	平等割
H25年度（現行）	4.70%	15.00%	19,400円	21,000円	2.00%	8,400円	1.70%	10,000円	6.70% 8.40%	15.00%	27,800円 37,800円	21,000円
H26年度（改正後）	5.60%	10.00%	20,400円	25,000円	2.20%	9,900円	1.80%	10,000円	7.80% 9.60%	10.00%	30,300円 40,300円	25,000円
増減	0.90%	-5.00%	1,000円	4,000円	0.20%	1,500円	0.10%	0円	1.10% 1.20%	-5.00%	2,500円 2,500円	4,000円

※介護納付金分は、40～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。